

◆◆◆目次◆◆◆

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例を実施します【ハローワーク高山】

★★

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例を実施します」

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に伴う日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、前年度又は直近1年間の中国（人）関係の売上高等が総売上高の10%以上である事業主について、雇用調整助成金の特例を適用します。

なお、特例措置の要件に該当しない場合でも、条件を満たせば助成内容や受給できる金額が同一となる通常の雇用調整助成金の適用が受けられます。

※雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、国が休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

○影響を受ける事業主の例

- ・ 中国人観光客の宿泊がなくなった旅館、ホテル
- ・ 中国からのツアーがキャンセルとなった観光バス会社等
- ・ 中国向けツアーの取扱いができなくなった旅行会社

○特例措置の内容

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

(1) 休業等計画届の事後提出が可能

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、令和2年3月31日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとします。

(2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

(3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成の対象

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

(4) 事業所設置後1年未満でも助成の対象

令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を令和元年12月の指標と比較し、中国（人）関係売上高等の割合を、事業所設置から初回の計画届前月までの実績で確認します。

○助成内容と受給できる金額

- ・休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） 大企業1／2、中小企業2／3
※対象労働者1人1日あたり 8,335円が上限です。（令和元年8月1日現在）
- ・教育訓練を実施したときの加算（額） 1人1日当たり 1,200円
- ・支給限度日数 1年間で100日（3年間で150日）

○その他

- ・受給手続きやその他の支給要件については、直接お問い合わせください。
- ・特例措置の要件を満たさない場合は、通常の雇用調整助成金もあります。詳しくはお問い合わせください。

○ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

○問合せ先

ハローワーク高山 電話 0577-32-5120

★★

***** メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更 *****

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、rousei555@city.takayama.lg.jpあてにメールでご連絡ください。

○配信中止の場合

タイトル：【配信中止】

本文：事業所・団体名、氏名

○メールアドレス変更の場合

タイトル：【メールアドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名、新・旧メールアドレス